

## 都市景観形成地区の指定

都市計画（用途変更、地区計画など）に関わる川崎市との協議において、地区らしい景観の担保と乱雑な街並みを防止することを目指し、川崎市の都市景観条例に基づく「都市景観形成地区指定」を受けることが決まりました。土地区画整理組合員を中心に「新百合山手景観形成協議会」が設立され、また景観形成方針・基準に関しても既に告示されており、新百合山手の景観を守る活動が行われています。

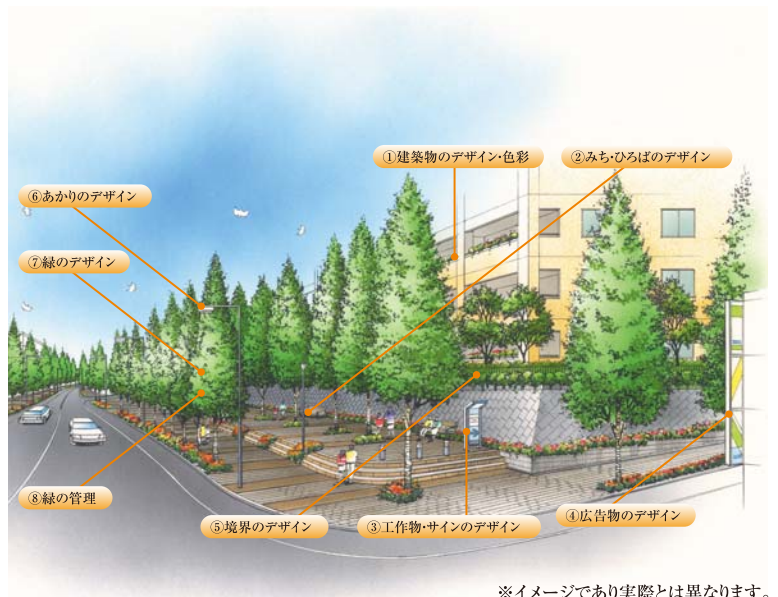


西幹線道路より地区西側方面をのぞむ

## 景観形成方針・基準

「人」「緑」「文化」といったまちづくり理念ともなって創出された風景は、日々生長し変化する緑も含め、維持・継承していくことが、永続的に魅力ある都市景観を保つために不可欠となります。新百合山手は、川崎市都市景観条例に基づいて、「新百合山手都市景観形成地区」として指定されています。この中では「景観形成基準・方針」が市の条例として定められています。これはエリアごとに景観形成・保全のためのルールを策定したものです。特に新百合山手は緑が景観の大きな要素となっているため、全国的にも珍しい、緑と緑の管理に関する方針・基準が定められています。建築物等の新築等においては、確認申請時に市が方針・基準との整合をチェックすることになります。このようなルールにより将来にわたる良好な暮らしの基盤となる景観の維持を目指します。

※景観形成方針・基準の詳細については、川崎市、及び当組合発行の「新百合山手地区都市景観形成方針・基準」をご覧ください。



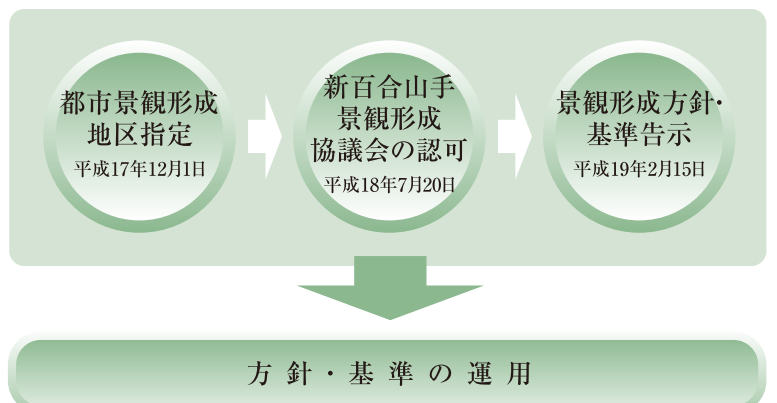
※イメージであり実際とは異なります。

＜建築物の新築等における手続き＞

建築物の新築等の市への届出

方針・基準との整合をチェック

必要に応じて助言・指導又は勧告



※新百合山手景観形成協議会: 景観形成方針・基準の策定と新百合山手の景観の維持活動を目的として組成された地区内関係者組織